

6歳未満の乳幼児への加算点数について

～新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い～

6歳未満の乳幼児に対する外来診療等において、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行った場合には、乳幼児感染予防策加算（医科100点、歯科55点）を算定できることになりましたのでお知らせいたします。

1. 算定要件

6歳未満の乳幼児に対する外来診療等において、「特に必要な感染予防策」を講じた上で診療を行い、初診料又は再診料（医科の場合は外来診療料、小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料も可）を算定する場合に、乳幼児感染予防策加算（医科100点、歯科55点）を算定できる。

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得る。

※ 新型コロナウイルス感染症の疑いの有無に係らず、算定要件を満たせば算定可。

※ 電話や情報通信機器を用いた診療では算定不可。

2. 「特に必要な感染予防策」

「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針・第1版（小児COVID-19 合同学会ワーキンググループ）」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行う。

【院内感染防止等に留意した対応の例】

- ・ COVID-19に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、1人の患者ごとに手指消毒を実施する。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握する。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行う。

3. 算定期間

2020年12月15日から2021年2月診療分まで

※ 2021年3月以降の取扱いは、2021年度
度予算編成過程において検討されます。

（出典）2020年12月15日付厚労省事務連絡
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の
臨時的な取扱いについて（その31）」

佐賀県保険医協会
佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命ビル4F
TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218
MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp
HP : <http://saga-doc.jp/>